

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見を引き続き討議

2017/11/02

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では昨日に引き続き、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見 36 号草案に関する第 2 読会が行われ、妊娠の自発的な終了について規定するパラグラフ 9 が討議された。委員からは、中絶の犯罪化は女性・少女の生命の権利を損なう危険な中絶につながるため、中絶を犯罪としてはならないことが強調された。また、第 1 読会や事例判断に参加していなかった 6 名の新委員が加わり、委員会の見解が変化した可能性があるため、委員会は事例判断との一貫性を保つよう留意しつつ、中絶の問題についてどのように対処してきたかを明らかにすべきであるという意見がみられた。さらに、パラグラフ 9 は、健康と社会政策に関わる非常に大きな問題を扱うものであり、委員会は各国にルールを押し付けるのではなく、将来のための明確なガイドラインを作成すべきであるという意見などがあった。